



所 管	教育委員会事務局学校教育課		
担 当	加藤 陽子	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 453)

報 道 機 関 各 位

## 恵那市教育・発達支援センターの設置について

子どもたちを取り巻く社会環境の変化により、教育に係る問題も心情、発達、家庭環境、貧困などさまざまです。この問題の多様化に対応していくため、これまで取り組んできた、不登校児童及び生徒に関わる適応指導教室、発達相談及び教育相談を一体化した、恵那市教育・発達支援センター（以下「センター」という。）を設置します。

センターを教育機関に位置付け、運営や事業の内容について条例で定め、令和5年4月より事業を新たに開始します。支援事業の拡大として、専門職員の配置の充実、家庭訪問による相談の実施及び学校教育の適切な支援を行うための体制強化を図ります。

### 記

1. センターの場所 市民会館2階及び3階

2. センター内の施設

- (1) 教育・発達相談室「あおば」
- (2) 教育支援室「はなのき教室」及び「むつみ教室」

3. 取り組みの拡大

- (1) 学校、家庭、社会における多様な教育・発達相談の充実として、学校教育と子育て支援の連携による家庭訪問の実施
- (2) ひきこもり対策の重層的支援として、学校教育と社会福祉の連携による家庭訪問及び途切れない支援の実施
- (3) 学校教育法第81条第1項に規定する、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学校と連携し、教育及び発達に関わる相談並びに学校訪問により、学校教育の支援事業の実施
- (4) 教育上特別の支援を必要とする児童生徒への、教育及び発達に関わる学校教育の支援事業



市公式キャラクター  
『エーナ』



#### 4. 支援体制

- (1) 家庭訪問や学校訪問による教育相談を実施する専門職員（公認心理士）の配置（新規）
- (2) 発達相談及び発達検査を実施する専門員（臨床心理士）の増員
- (3) 児童生徒の教育支援を行う職員の配置（継続）

#### 5. 当初予算

56,683 千円（教育発達相談支援事業費）

#### 6. 主な事業内容

- (1) 教育相談に関する事業
- (2) 発達相談及び発達検査に関する事業
- (3) 学校生活になじめない児童生徒への多様で適切な教育機会を確保する事業
- (4) 教育上特別の支援を必要とする児童生徒への、教育及び発達に関わる学校教育の支援事業

#### 7. 施行日

令和5年4月1日